

人権啓発資料 NO.1
発刊 平成18年3月

じんけん 丹波

丹波市

日本国憲法

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

発刊にあたって

今日の社会は、景気がやや上向きになったとはいえ、先行き不安定さが残り、人口の減少など社会的要因により、将来にわたる不安感を持った生活の貧しさが深く広まっています。また、最高収益をあげる企業がある反面、厳しい経営が強いられる企業等もあり、多方面にわたって格差が拡大しています。

不安定な社会を背景に、凶悪な殺傷事件や虐待、自殺など後を絶ちません。悪質商法はますます卑劣になっています。個人情報漏洩、インターネットによる悪質な中傷発言なども発生し続けています。また、高齢者の家庭介護問題、年金問題、障害者の社会参加問題など、国民の生活上の課題が山積しています。

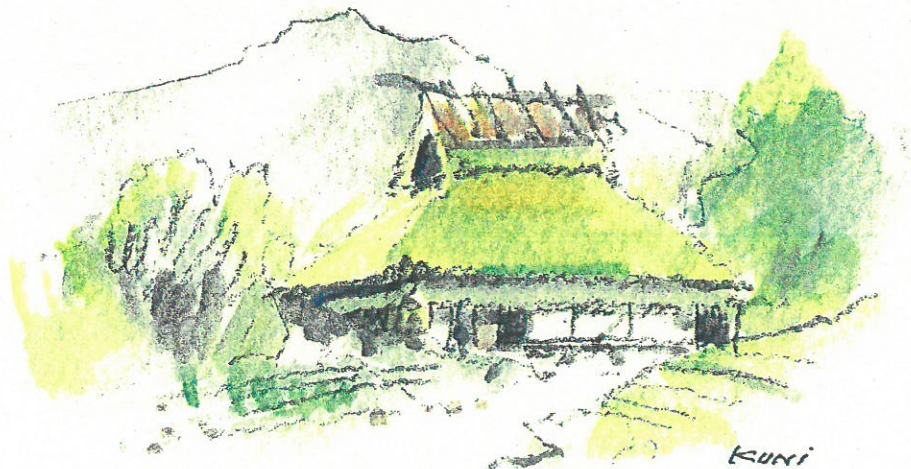
丹波市における少子高齢化は一段と進み、私たちにとって、依然として厳しい生活環境が続いています。こうしたなか、豊かな人間関係を構築し、地域活性化に向けた市民の主体的な取り組みが希求されています。

丹波市における「人権文化のまちづくり」への取り組みや市民の人権意識の高揚は、その重要な役割を担っています。

このたび、各方面の方々の「人権」や「生き方」に関する作品を掲載した人権啓発資料「じんけん丹波」(NO・1)を発刊いたしました。人権学習の資料としての活用を期待いたします。

平成十八年三月

丹波市



目次

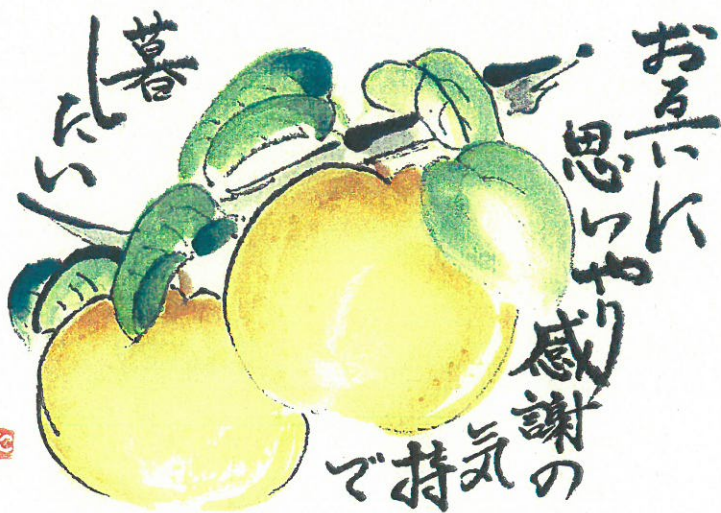
人権絵手紙	1
日常生活を温める	2
二十一世紀の人権はどうあるべきか	4
家族	6
高齢者の人権	8
ロンゴロンゴは黙って男についてこい??	10
人を思いやる気持ちはどこから生まれるの	12
自由と行動	14
わたしを大切にすること　ひとを大切にすること	16
「隠す」と「名乗る」――『破戒』一〇〇周年を前に――	18
国勢調査と人権	20
特別な存在としてでなく普通の人として	22
エッセイ「大波」	24
人権絵手紙	26



みんながいるから
私がある
人の和の
なかで
ふれあいは
心と手と



(里 美子)



(松田 登子)

日常生活を温める

兵庫県人権教育研究協議会会長

堀井隆水

人はそれぞれ違った生活習慣を身につけて暮らしている。

朝起きて、顔を洗って仏壇に手を合わせて、熱いご飯に味噌汁を食べて出勤するとなると、どこが欠けても気が落ちつかないものである。とくに、仏壇に向かって手を合わせるなどは限られた人かも知れないが、毎日これに勤めている人にとっては、欠けると気持ちが悪いもので、一日なんとなく落ちつかなくなったりする。

理屈でなくてそれとなく身につけてしまっているもの、これが生活文化である。これと同じ場で差別意識が身につけていくといつてよい。

現代の大学生に授業していると、「部落のことは、よく知らないけれど、結婚や住居となるとよく調べないといけない所のようなうだ。」という偏見に染まった者が現在でもけっこういる。なぜ、そんなことをいうのかと尋ねると、「祖父母、親が口うるさく言う。」とか、「友だちなどに教えられたから」という。同和教育で勉強していないのかと突っ込むと、「習ったことがない」とか「学習はしたけ



ど、あれはたてまえで、実際には周囲の意向に流される」と平気でいう。学習の必要性を痛感すると同時に、偏見を植えつけない生活文化の必要性を思う。

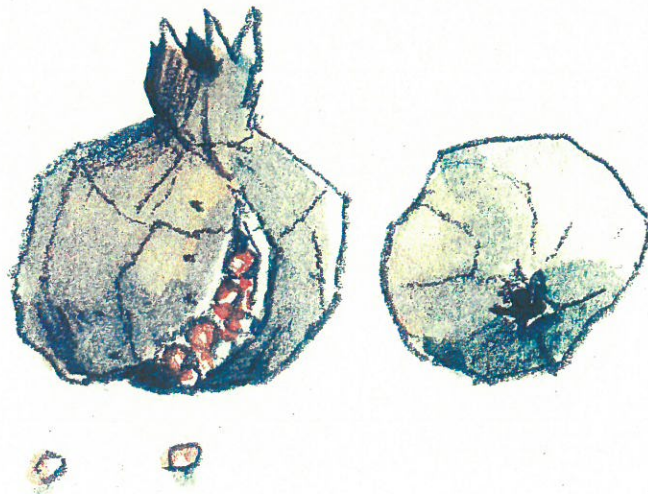
地域社会の井戸端会議や家庭の一家団欒のなかで、「人間はやっぱり家柄や学歴がないと・・・」とか、「あの人は、やっぱり血筋がちがう・・・」とか、偏見に満ちた会話のなかで育つと、それとなく有利な価値基準を身につけ、差別意識の強い生き方を生む。

一方、現代社会は情報化である。情報のみに頼って生身の人間をおろそかにし、自己中心の勝手な生き方をする傾向が強くなっている。また、経済の二極化、文化の二極化が進んで住民間の対立攻撃化が進んでいるといわれる。少子高齢化が進んで、生産者・非生産者の対立、老若の軋轢が増加してきている。こうした生活文化が、人権侵害事件を激化させ、新たな差別や攻撃を生み出しているといつてよい。

これからの地域社会。快く生き合おうとすれば、人権尊重の精神を根底に置いた生活文化を創造していかなければ、すべてが成り立たない社会となってきたる。

そのためには、単なる学習・研修の積み重ねだけでなく、市民の日常の生活の場において、それとなく身につける習慣のなかに、人を人として尊重する温かい気風を染み込ますことを考えていくことが大切であろう。

日常の生活文化を不断に温めることは、すべての人の幸せを生むことにつながり、これを人権文化の創造としたいのである。



Kumi.

二十一世紀の人権は どうあるべきか

中央大学法科大学院教授 横田 洋三

ときどき人権講演会などで日本各地を訪れる機会がある。その際関係者から『二十一世紀の人権を考える』シリーズを読んでいますよ」と声をかけてくださる人がいる。筆者としてはとても嬉しい。私が想像する以上に多くの人々が『アイユ』を読み、また私の拙いコラムに目を通して下さっているようである。このシリーズを締めくくるにあたって、関心をもって読んでいただいた読者の皆様に心より感謝申し上げたい。

よく「二十一世紀は人権の世紀」と言われる。私はこれを「二十一世紀は人権と平和の世紀にしなければいけない」と言い換えている。考えの基本は同じだが、「平和」を加えた点と、「しなければいけない」と言う積極的な行動を示唆している点に違いがある。

今日、人類は長い歴史の中で、極めて特殊、かつ重大な時点に立っている。これまで私たちは歴史を、人知を超えた力（たとえば神、自然）によって支配されているものと想定してきた。ケネス・ボールドウィングが洞察したように、歴史は過去を学ぶことによって法則性を発見する作業であった。革命という人間の能動的行動によって人類の歴史を解釈したカール・マルクスでさえ、「革命による歴史的発展」を「歴史の法則性」によって説明した。彼は、歴史の法則が味方についているのだから、「全世界の労働者よ、団結して革命に邁進しようではないか」と呼びかけたのである。

これまでの人類の歴史は、たしかにその行方を「神の見えざる手」に委ね、結果を宿命として受け止める受動的姿勢の中で展開してきた。もし私たちが今後も同じような受身の歴史観のもとで生活を続けていくとしたら、人口爆発、大量破壊兵器の開発、そして地球規模の環境破壊の進展によって、人類の未来は暗いものにならざるを得ない。しかし他方



Komi

で、科学技術の進歩、交通・通信手段の発達、そして生産規模の拡大によって、人類は自らの将来を自分たちで決め、自分たちで作りあげていくことが可能にもなった。極限すれば、人類はこれからの歴史を主体的に作っていくことができる時代に入ったと言える。

このような歴史認識のもとに、私は「二十一世紀を平和と人権の世紀にしなければいけない」と言いたい。「誰かが何かをしてくれるであろう」と考えて自らは何も行動しないとすれば、戦争、国内紛争、資源枯渇、環境破壊、感染症、人口肥大などによって、人類はいずれ衰退か滅亡の危機に直面することになる。言い換えるなら、二十一世紀は決して「平和と人権の世紀」とはならない。しかし、人類が共働して「二十一世紀を平和と人権の世紀にしよう」とするなら、その可能性はまだ十分に残されている。

二十世紀の後半、国連を中心に人権、人間環境、人間開発、人間の安全保障など、人間中心のものの見方が提唱され、定着してきた。二十一世紀は、これまでの国家中心の国際関係観から人間中心の世界観へと、人々の意識が大きく転換したことを受けて、それを人類共通の政策目標と定めて、それを実践する時代にしなければならない。その場合の中核となる理念は、「平和と人権」である。

長い歴史的発展の到達点として、今日、すべての人が平和と自由と繁栄とを享受することが、少なくとも理論上は、可能となった。これを政策上も実践していくことが、二十一世紀を生きる私たちに課せられている。国連中心とする国際機構の場と手続とを活用して、二十一世紀を平和と人権の世紀とするように、主体的、能動的、先行的に行動することが、すべての人々に求められている。

とくに私たち日本人にとって、このことは、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地域を占めたいと思う」という憲法前文の精神とも合致するものであることを特記しておきたい。

財団法人人権教育啓発センター2004(平成14)年7月刊

「二十一世紀の人権を考える」

『V o i 12 二十一世紀の人権はどうあるべきか』より



第25回全国中学生人権作文コンテスト

法務省人権擁護局長賞受賞作品

家 族

丹波市立市島中学校三年 高 見 隆 司

僕の家族は八人家族だ。正確に言えば長女、次女、長男三人は社会人で皆それぞれに自立し、家からは離れて生活している。家の中は父、母、小学三年生の妹と保育園に通っている六歳の妹、そして中学三年生の僕の五人だ。幼い妹が二人いる為、家の中はいつもにぎやかだ。

母は僕が四歳の頃に再婚した。その当時、四人の子どもを連れて初婚である今の父と結婚した。病気で亡くなった実父の記憶は、ほとんど僕にはなかった。こんな事を言うと言世間の人は誰しも「かわいそうに」と言うだろう。でも僕は今現在、とても幸せだと感じている。それはきつと母の愛情に包まれているのを感じているからだ。父はまじめで穏やかな人間だ。家族のために毎日一生懸命に働いている。そして僕達子供の事にもいつでも一生懸命だ。子供の学校行事などでは嫌やな顔もせず、率先して参加してくれる。父の仕事は不規則な仕事だけど、僕達の為にできる限り都合をつけてくれる。また休みの時には家族で出掛けることが多い。僕が一番幸せだと感じる時は毎日の夕食の時だ。僕の家では夕飯の時にはいつも家族全員そろって食事をする。一日あった出来事や色々な話をする。僕は家に帰るとホッとする。

こんな穏やかな日々の中で最近僕は父の事を考える。父は母と結婚し、一夜にして大学生の姉を柱として四人の子供の父親になったのだ。考えてみると父はとても勇気ある人間だなと思った。そして父の祖父、祖母もすごい人格だと思った。それは、四人の子供を持った母との結婚を心から喜んでくれた事だ。そして僕達子供に本当の孫のように

接してくれる事だ。僕は小さい時から本当によく祖父と祖母に可愛いがつてもらった。保育園から帰ってくると毎日のように祖父の家をのぞいた。祖母はなぜかいつもおにぎりを作って僕の帰りを待っていてくれた。祖母にいつもまとわりつき、よく遊んでもらった記憶がある。幼い時は考えもしなかったが、こういった環境を僕は当り前のよう思つて育つた。本当に幸せな事だと思つている。

この幸せを掴むまでには父と母の苦労もあった事を僕は中学生になった頃に知つた。それは母が四人の子供を連れているという事に対してコソコソ陰口などを言われたそう。母と結婚したと言う事で父も色々、あらぬうわさをたてられたそう。うつろにしか記憶にはないが母が「どうして何も悪い事をしていないのに子供が四人いるというだけで色んな事を言われるのか分らない」といつていた事があつた。そんな時父が「他人に分かつてもらわなくてもいい、一生懸命生きてきて今現実に幸せなんだから。他人の為に幸せになるんじゃないよ」といつていた事を思い出す。

父も僕達を育てていく上で僕達には語れない苦労があつたと思う。三年ほど前になるが今年成人する兄が少し父と母を悩ませた事があつた。その時にも心ない人は父親が違うからなどと言いつていた人がいた。事情も分からないで他の家族に土足で入り込んでくる人もいる。その時の父の思いを考えると僕は胸が痛くなる。どんな時にでも僕達と向き合つて真剣に話を聞いてくれる父。意見のくい違いなどで、時にはけんかになつたりするけど自然と治まつている。それはきつとお互いの気持ちを理解し合える家族だからだと思ふ。

兄は今、家を離れ一人で自立し、毎日一生懸命働いている。毎年お正月とお盆には帰ってくる。その時には父と母にお酒、そして祖母の家にお土産を持つて帰ってくる。父も母もそんな兄を微笑んで見ている。兄は「家を離れて働いて生活していくことがこんなに大変なことだとは分からなかつた。お父さんやお母さんには色々心配をかけて悪いと思つとる」と照れた顔をしていつた。僕はその言葉を聞いてなんとも言えない位嬉しかつた。父は黙つたままで母は目に涙を浮かべていつた。僕はこの時、血の繋がりはなくても本当の親子なんだと思つた。ある人がこんな事を言いつていた言葉を思い出した。「道を踏み外しそうになつても親の愛情があれば必ず立ち直る」といつた。僕は子供に対する親の愛情は本当に凄いものだと感じた。そして母がよく言う愛情と甘やかしは違ふという言葉の意味が今の兄を見ていてよく分かつた。

家族、親子の絆。僕は温かいぬくもりを感じられずにはいられなかつた。これから僕の人生の中で色んな事があるだろうが父や母のように強く、そして心温かく生きていきたいと思つた。

高齢者の人権

大阪人間科学大学教授

峯本佳世子

九月は敬老月間、新聞やテレビで高齢者の話題を取り上げることが多い時期である。特に今年は、戦後六十年をむかえ、数多くの関連記事や特集テレビ番組をとおして、日本人の生活の変化をふりかえる機会ともなった。日本では、戦後復興を終えた昭和三十八年に老人福祉法が制定されてから四十年以上になる。その基本的理念に「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と記述している。

高齢期になり身体的にも、経済的にもさらに精神的にも依存的にならざるをえなくなるとき、人は生きがいを持てる健全で安らかな生活を送ることが難しくなる。また、自分の要望を自由に出し、権利を主張することが減少し、笑顔や自信を失っていくことが多い。

私自身高齢者福祉を専門分野として仕事をしながら長年、同居している母の「老い」をみつめ、そして母の晩年の数年間の在宅介護を続けてきた。どれほど社会福祉の諸サービスが整備され、多くの人が利用する時代になっても、母はこれら



Kuni



の福祉サービスを利用することに抵抗を示し続けた。ホームヘルパーには遠慮し、デイサービスでは集団でレクリエーションをするのを嫌がり、ただただ自分の家で今までどおりの生活をしたいと願い続けた。また、排泄の失敗が増えるにつれ、始末が便利な紙パンツの着用、酸素吸入のための十メートルのビニールチューブにつながれた状態で、室内移動することから拘束される生活になり、死への不安もともなう、次第に笑顔が消えていった。

しかし、これからの時代、高齢者介護は、家族だけで担いきれるものではなく、社会全体で考えていかなければならない。介護保険制度はそのような社会状況のなかで生まれた。介護保険では、利用者の契約、自己決定を原則とし、在宅介護に重点をおいた介護サービスを拡充した。また、施設においては、安全上行われていたあらゆる身体拘束が全面禁止になり、高齢者の人権の配慮が浸透してきた。

この度、介護保険の五年の見直しから、介護度の低い高齢者に対しては、個別サービスのホームヘルプサービスより、デイサービスに力をいれていく方針を出している。デイサービスは、現在、一日あたり平均三十人以上の多人数を対象にしたサービスになってきている。効率よく介護ができる反面、一人ひとりの要望や自分らしさが、大切にされ尊重されるだろうか。また、認知症で、自己決定ができない高齢者も増えていく。施設においても自宅においても、高齢者が人間としての誇りと生きがいを持て、安心して暮らせる生活を目指したサービスを考えていくこと、高齢者が主体的に生活することを保障してこそ、高齢者の尊厳と人権を守ることである。そして、高齢者の心からの笑顔にこそそれを確認することができる。

ロンゴロンゴ

女は黙って男についていい??

筑波大学大学院教授

菱山謙二
ひしやまけんじ

先ごろ、ある市の男女共同参画の審議会があり、出席した。帰りに役場の喫茶店で休んでいたら、自営業の知人に会った。男女共同参画の審議会の話をしたら、彼は「いや、ちがうんじゃないですか」というのである。彼が言うには、家にいれば妻の言いなりで、逆らうことなどできないし、男女平等どころか、家庭では自分が虐げられている、と言うのである。そこで、「食事の手伝いなどしていますか?」と聞くと、それは妻のやることで、自分は家業に励んでいるので、手伝う必要はない、と言う返事である。では、「役場の職員で係長以上の女性はどれくらいいるのでしょうか?」という質問には、わからない、と言う返事であった。さらに、「妻に虐げられているのは、あなたの家だけでは?」と言うと、「いや、近所みんなそんなもんですよ」と言うのである。妻も家業を手伝っているし、家事もほとんど妻がこなしている。妻に虐げられていると言いつつ、実は、暗黙の内に「主風（あるじかぜ）」を吹かせているのである。

東北のある市で、私の大学時代の同級生が、数年前に市役所の課長になった。女性の課長は、役所始まって以来のことだというのである。その友人はそうとうにがんばった。男性以上に仕事をし、次々と新しい有効なアイディアの提示や計画を立案し、女性だからできないという態度は決して示さなかった。ここにいたるまでの彼女の夫の生活面における積極的支援と協力は言うまでもない。課長になったという連絡を受けたとき、私はとても嬉しかった



Kuri

が、同時に、その地域のあまりにも古い状況に驚かされた。女性の上司だということで、指示をはぐらかし、仕事をサボタージュするものまで現れる。今では、役所内部では、次第にそうしたことはなくなってきたようだ。今や、彼女の悩みは、呼びかけても、女性の後継者が出てこないことである。困難な状況を切り開きながら、それが全体化されない。その地域の奥深い文化と歴史は、私たちに郷愁と感動をもたらすものではあるが、同時に、女性への差別感を再生産しているのである。

バックラッシュという言葉がある。この言葉の元は自動車の用語で、バックなどするとき、昔の車は、歯車の精度が悪く、うまく噛み合わないでガリガリしたり、車がガクンとなったりするような状態を示す言葉である。女性問題にからんで、昨年あたりから、急にあらこちらで聞くようになった。バックラッシュを作りだしている言説は、多岐にわたるが、「夫唱婦随」、「女性専用車両は逆差別だ」、「女性の権限が強くなるから社会がおかしくなる」、「共稼ぎの家の子どもは不良になる」、「女性は感情的で管理者能力などない」などなど。男女共同参画ということについての無理解、または男女共同参画そのものを反故にしようとする意図などによるものである。先の自営業者のいかにもという話もそうだろう。そうしたところでバックラッシュが形成されていく。

近年、男女共同参画は、行政の主要課題ともなっているのだが、なぜか現実には、バックラッシュ状態。ジェンダー、セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンスなどさまざまな問題提起がなされている昨今だが、東北のあの友人のような女性の活躍は、逆に、具体的な状況では、衰退していくことになるのだろうか。地域差はあるものの、いずれも男性優位社会の構造は強固であり、その弊害も大きい。



人を思いやる気持ちは

どこから生まれるの

心理カウンセラー

松本

緑

「人に親切にしましょう。お友達にやさしくしましょう。」

そんな標語が小学校の教室に貼られているのを見る時、私の心の中で子どもたちにそつと呟く。「あなたたちは誰かにいつばい親切をもらっている?・・・ごめんね。あなたたちのやわらかい純真なところに、嫌な社会ばかりを見せてるよね。私たち大人は、あなたたちにやさしい社会をあげないといけないのね。」

人を大切に思いやる気持ちは、いつたいどこから生まれてくるのでしょうか。人を思いやる子どもたちは、大人になるまでに誰かを思いやつている姿(心、しぐさ、物腰、行動)を、日ごろから身近にたくさん見ているのでしょう。思いやる人が傍にいて、思いやる姿をたくさん見て育った子どもの心には、思いやりの心が育まれるのではないのでしょうか。ですから、親切な人に育ってほしいと願うのであれば、親切な人をたくさん見ながら育つ必要があるのです。子どもを取り巻く社会が、親切な人々の姿であふれていれば、子どもの心の中に親切という感情が育つわけです。赤ちゃんは、愛されること、大事にされることを通して、誰かに守られているという安心感を持つことで、人を信じることを学びます。やがて自分はこのように大切にされる価値ある存在だと知り、自尊心を身に付けることができます。ですから、人生の最初に親の無条件の愛情に恵まれて育つことの大切さを、もつともつと大人たちは慎重に意識すべきでしょう。



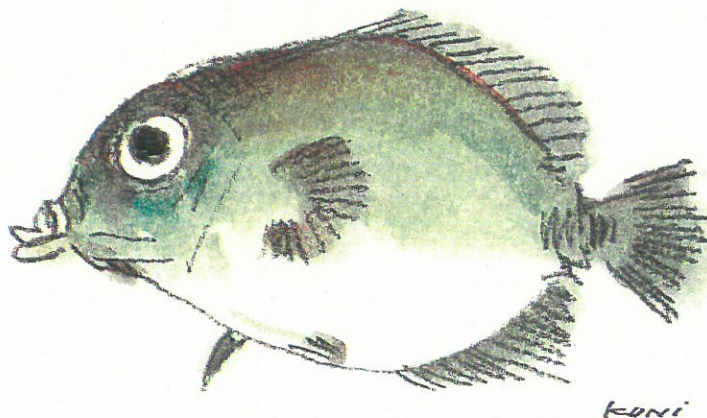
Kumi

無条件の愛情の反対は、条件付きの愛情。「条件」がついては、もうすでに愛情とはいえないはずですが、いつのまにか自分の愛情に条件がついていることに、親は気づいていません。やがて、「してやったのに」と愚痴がでます。そんな条件付きの愛情をかけられた子どもは、傷つき、不安に押しつぶされたり、反発を繰り返します。家庭の中こそ、無条件の愛情に包まれる場であってほしいが、残念ながら家庭の中にも条件付きが侵食してきました。ぎすぎすした今の社会は、まさに条件付きでしか人との交流ができなくなり、あちらこちらで、かけひきが横行しています。諸外国との外交も、見返り意識ばかりが見え隠れしています。「あなたの為」といいながら、実は「私のため」だけでしかありません。

条件付きの愛情に子どもの心が傷つき、不安と反発を繰り返すように、世界の国々も、互いに傷つきと不安と反発を繰り返す悪循環を生んでいるように思えます。子育てのあり様は、決して個人の問題にとどまらない影響を世界にも与える循環の鍵だと考えています。なぜなら、愛され大事に守られてきた子は、人を傷つけようとは思いません。守られた心地よさに満たされているから、人を羨ましく思う必要もないし、ましてや、人のものを奪う必要もありません。無条件の愛情を、親からも社会からも注がれ続けられれば、やがては足るを知って、感謝の気持ちが生えるのではないのでしょうか。

虐待を受けて育った人が、我が子を虐待する悲しい連鎖は、それを証明しています。大切にされてこなかった子どもの心は、乾ききり、救いを求めても気づかれず、誰に抱擁されることもかなわなかった子どもに、「人にやさしくしなさい。人に思いやりの心で接しなさい。」と、そんなむごいことがいえるでしょうか。私は言えません。かけてあげる言葉が見つかりません。傷つきを癒せるような言葉は見つかりません。わたしにできることがあるとすれば、彼らの肩に私の指が触れることを許してくれることを祈りながら、黙って抱きしめてあげることだけ。彼らの引き裂かれた心を繕う存在には、到底なりえないことを知りながらも。

(氷上町横田 在住)



自由と行動

(有)養老研究所 代表取締役 養 老 孟 司

誰も他人の考えを自由に操ることはできない。考えることは勝手だからである。その意味では、思想、良心、宗教の自由は、もとより当然のことである。似たものとして、学問の自由というものもある。研究生活をしていると、これも当然ということになる。

若いときは、私もそう思っていた。しかし年を経ると、そんなものではない、ということがよくわかってくる。頭の中で殺人を考えるのは勝手だが、実際の殺人は処罰される。推理小説を読めば、殺人などいくらでも出てくる。小説の中では、かならずしも悪い人ばかりが殺人を犯すわけではない。正義の味方が悪人を殺したりしている。

右の自由の規定は、基本的な前提であろう。それを具体的にどう制限するか、それは社会の手続きや慣習の問題である。そこではむしろ、表現の自由が大きなポイントになってくる。日本語でものを書いてすら「表現の自由」とはそんなものなんだ、ということを年中考えさせられる。思想、良心、宗教を並べるとよくわかるであろうが、どれもじつは頭のなかの問題ではない。広い意味での「表現」の問題なのである。良心的兵役拒否は思想の表現であり、宗教儀礼は信仰の表現である。表現とは、同時に行動なのである。行動はかならず社会的制約をうける。

自由とはなにか。それは行動の問題である。殺人という「思考」にはなんら問題はない。



Kawri

殺人という行為に問題がある。表現とはじつは行為であり、だから「失言」で大臣が辞めさせられる。個人がどんな意見を持つかは自由なはずだから思想の自由に抵触するのではない。そう思う人もあるはずである。思想は自由だが、表現は必ずしも自由ではない。そのこの区別をはっきりしないと、自由はお題目になってしまう。だから、現にそうなっている、と私は思う。たとえばおびただしい数の日本語の単語がもはや公には、「表現できない」ではないか。

私はきれいごとは好きではない。日常生活でいて思うことだが、思想、良心、信仰の自由とは、甘いものではない。七割がサラリーマンであり、その常識が世間の常識である現代の日本で、これらの自由がどれほど真剣に考えられているか、私は強く疑う。むしろ多くの人は、本音ではこれをお題目と思っているのではないか。

せかいじんけんせんげん

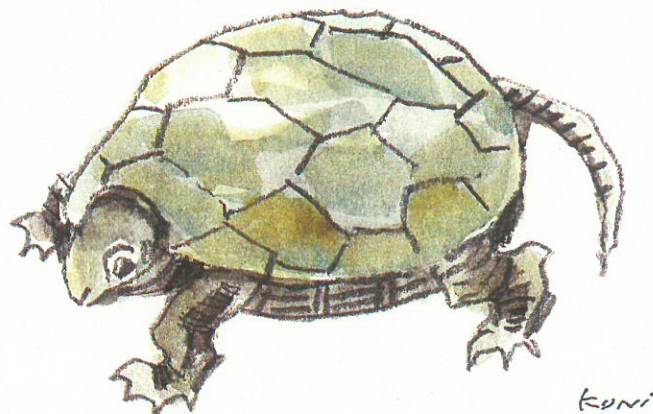
世界人権宣言

第十八条

人には皆、思想、良心、そして宗教の自由がある。この権利には、その宗教や信念を変える自由と、公的にも私的にも、ただ一人でも他人と共同でも、布教、儀式、礼拝、行事を通じて、その宗教や信念を明らかにする自由が含まれる。

株式会社小学館刊 アムネスティ・インターナショナル日本支部編

「はじめて読む世界人権宣言」より



わたしを大切にすること ひとを大切にすること

埼玉大学教育学部助教授 岩川直樹

じぶんのからだ^{あたた}が冷^{つめ}たかつたら

ひとのからだを暖^{あたた}められないように

じぶんのこころがギスギスしていたら

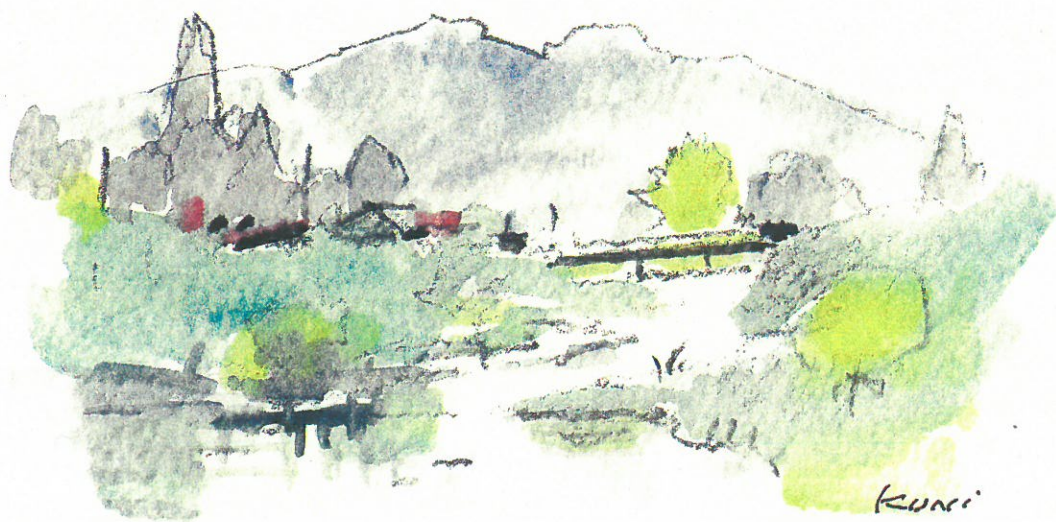
ひとのこころを受^うけとめられないように

じぶんの部屋^{へや}がちらかっていたら

ひとをその部屋に入れられないように

じぶんを大切^{かん}に感じられなかったら

ひとを大切にするのはむずかしい



まわりがみんな敵にみえたとき
いつものように「おはよう」って言うてくれた
そのひとの声が暖かったから

わたしも

だれかに

あなたはひとりじゃないって

伝えられるようになりたい

ひとからもらったカケラを大切にすることは
ひとにさし出すカケラを大切にすること

おなじ

傷つけられているひとをだまってみていたら

そのひとだけじゃなく

じぶんの誇りも傷つけることになる

じぶんを大切にできるひとになりたい

じぶんを大切にできるひとが　ひとを大切にできるひとだから

株式会社大月書店刊

「人権の絵本 ①岩川直樹(文) 木原千春(絵)

『じぶんを大切に』より



Kuni

「隠す」と「名乗る」

『破戒』一〇〇周年を前に

立命館大学経済学部教授

畑 中 敏 之

今夏、講演をさせていただいたご縁で、この稿を書いています。

部落問題の古くて新しい問題、その重要課題は、「隠す」と「名乗る」ということではないかと考えます。この「隠す」と「名乗る」は、島崎藤村『破戒』のテーマでもありました。『破戒』が刊行されたのは一九〇六年ですから、ちょうど一〇〇周年ということになります。『破戒』とご当地とは縁があります。『破戒』の瀬川丑松・猪子蓮太郎のモデルとされている大江礒吉は、柏原中学校（現・柏原高等学校）の第二代校長として一九三四年に当地に赴任しています。

『破戒』以後、この一〇〇年間で、「隠す」と「名乗る」という課題はどのようなになっているのか、これが私の大きな関心事です。最近、つぎのようなことがありました。二〇〇三年に、「人名が消された部落史」が刊行されました。『改訂版箕面市史』です。だいぶ以前に刊行された『箕面市史』では十分に記述されていなかっ



た部落史を編集するという事業です。そこで、いわゆる部落出身者とされる人たちの人名がすべて秘匿されたのです。関係者のプライバシーに配慮するという理由での措置です。

差別に利用されることを懸念しての配慮なのでしょうが、「人名が消された」歴史書は極めて異様なことです。まさに「隠す」ということが実行されたのです。私は、このような措置は、決して関係者への配慮にもならないし、それどころか部落問題の解決ということから考えれば、非常にマイナスになるのではないかと考えています。

このような人名秘匿という措置は、今もなお部落差別が存在していることの証であり、やむをえない対応だというのが一般的な理解でしょう。しかし、本当にそうなのでしょうか。水平社宣言が言うように「いたわるがごとき」対応が、やはりクセモノなのです。人名秘匿の歴史書は、いわゆる「部落」のマイナスイメージを増強することになります。「隠したいというのは、それをマイナスだと考えるから隠すのでしょ」とある学生は、私にいました。ここで、「それ」と言っているのは、「部落（民）であること」です。「部落（民）であること」をマイナスイメージのままにしておいて、部落問題が解決するとは思いません。「隠す」、「知らない」ということで問題が解決するなら、そんな気楽なことはありません。

今、再び「寝た子をおこすな」という考え方が大きな力を持ってきているのではないかと、私は強い危機感をいだいています。



国勢調査と人権

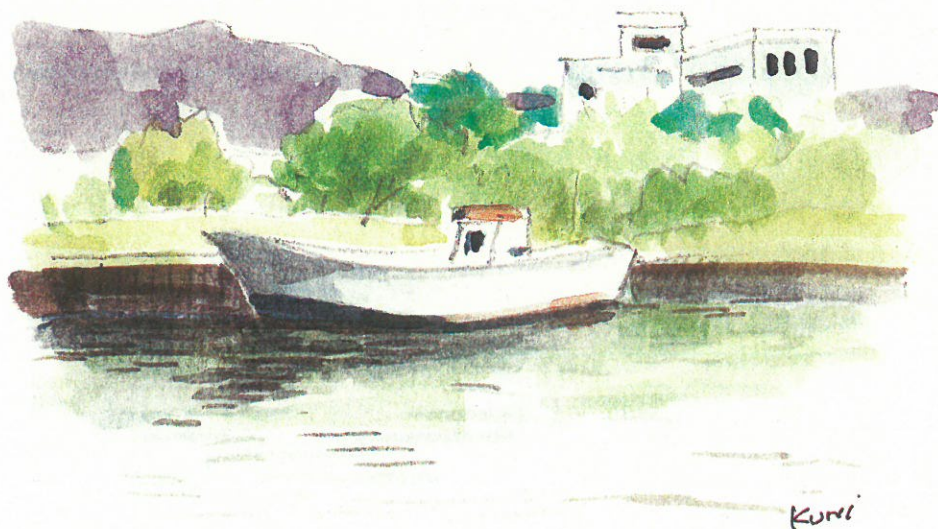
NPO「情報公開クリアリングハウス」理事

奥津茂樹

このほど国勢調査が実施された。今回は、中間調査のため、五年前にあつた学歴、収入などの項目はない。しかし、この五年間に住基ネットが導入され、個人情報保護法もできたため、人びとのプライバシー意識は飛躍的に高まっている。こうした中で調査が行われた。

役所の言葉では調査環境の「悪化」というが、調査がやりづらい状況は国（統計局）も想定していた。そのため、今回の調査では、調査票を封入りする封筒が初めて全世帯に配られた。ただし、「全世帯封入提出」とした京都市、横浜市など一部の自治体を除いて、封筒使用は例外扱いとされたため、市民の心労やトラブルを招いている。

五年ごとに、突然やってくる国勢調査に戸惑う人は多い。調査には協力したいが、調査員が顔見知りで、なおかつおしゃべりの人だから、「調査票に書い





た個人情報が出ないか」「封入したけれど開けられないか」など、悩みはつきない。悩んでいるのは、調査員も同じだ。「気安く引き受けたけど、たいへんで二度とやりたくない」という人も多い。

国勢調査をめぐる人びとの心労を軽くし、トラブルを避けるため、市民団体が国勢調査ホットラインを開設し、調査をめぐる相談に応じている。私もボランティア・スタッフとして、ひっきりなしに掛かってくる電話を受け取った。

電話を聴く中で気づいたことは、国勢調査が調査される側への配慮をかいていることである。たとえば、今回の調査にも「配偶者の有無」や「仕事の内容」といった調査項目がある。離婚した人の中には「配偶者の有無」の記入に抵抗感のある人もいる。周囲に離婚の事実をかくしている人はなおさらで、国勢調査をきっかけに知られてしまうことを真剣に恐れている。また、さまざまな事情から休職や失業している人にとって、就労時間や勤務先を聴かれることは不快・苦痛である。それをこらえて回答しても自分の状況がかわるわけではない。

確かにこれらの項目に抵抗なく回答する人も多い。しかし、数の多い少ないではない。それどころか、少ないからこそ、その人たちの不安は見えづらく、社会に反映されにくい。

人権の基本は、他者の痛みに対する気づきと共感である。その観点から国勢調査をみたとき、問われるべきは、プライバシーだけではない。調査される側の痛みにも少しも気づかない「あり方」も、大きな問題である。

特別な存在としてでなく 普通の人として

社会福祉法人

ひょうご障害福祉事業協会理事

片岡 實

世界中で福祉がすすんでいると言われる国、スウェーデンの第二の都市、ヨーテボリを訪ねました。障害のある子どもたちに、養護学校ではなく、地域の学校で、ともに学ぶ教育がされていました。お互いの違いを認め、尊重しあい、個性を重視し、一人ひとりの持つ能力を伸ばす教育です。

スポーツの得意な子どもにはスポーツを、創作活動に意欲をもつ子どもには絵画や工芸を、音楽が好きな子どもにはいろいろな音楽を、障害があってもなくても、その子の能力に応じたプログラムが提供されています。障害のある子どもは、特別な存在ではなく、同じスウェーデンの国民として大切にされています。まちの中も、障害のある人に向けての特別の配慮ということではなく、高齢者も子どもも、誰もが住みやすい環境でした。

日本では、車椅子を使う人が電車やバスに乗ることは難しいこととされ、建物の入り口には階段があつて当たり前とされていたのは、ついこの間のような気がします。障害がある人のために特別に配慮してあげようという考えから、まちや



建物を整備し、段差をなくしてスロープをつけたりエレベーターを設置したり、障壁をなくするというバリアフリーの考えが広まっていきました。建物や設備だけでなく、人々の心のなかの障害のある人への障壁もとりに去らなければなりません。まだまだ不十分と思いますが、少しずつ、障壁のないまちになってきていると思います。

障害者という特別な人間はいないと思うのです。わたくしは、幼いときに小児麻痺になり、その後遺症で手足や身体が不自由で、車椅子を押してもらわないと移動が困難です。しかし、特別な人でなく、障害のある普通の人間です。身体的に、知的に、精神的にいろいろな障害のある人がおられますが、皆さん普通の人です。特別扱いされるのではなく、同じように暮らしていきたいのです。

バリアフリーは、とかく障害のある人の前に立ちほだかる障壁をなくそうとすることでした。最近、ユニバーサル社会という言葉が使われます。障害のある人のためにだけでなく、高齢の人や病氣の人、子どもや外国から来た人などにも、誰にとっても使いやすく、利用しやすく、生活しやすい社会にしようという考えです。みんなが不便を感じずに、暮らしやすいまちになれば、障害のある人の障害も問題ではなくなると思われます。

障害のある人のバリアフリーを実現させるあまり、普通の人との隔たりができ、遠ざかっていくようでは困ります。スウェーデンのように障害のある人を特別扱いせずに、同じ普通の人として一緒に暮らしていけるよう、誰もが不自由を感じることなく過ごせる社会、ユニバーサル社会を一日も早く築きたいと考えます。



エッセイ

大波

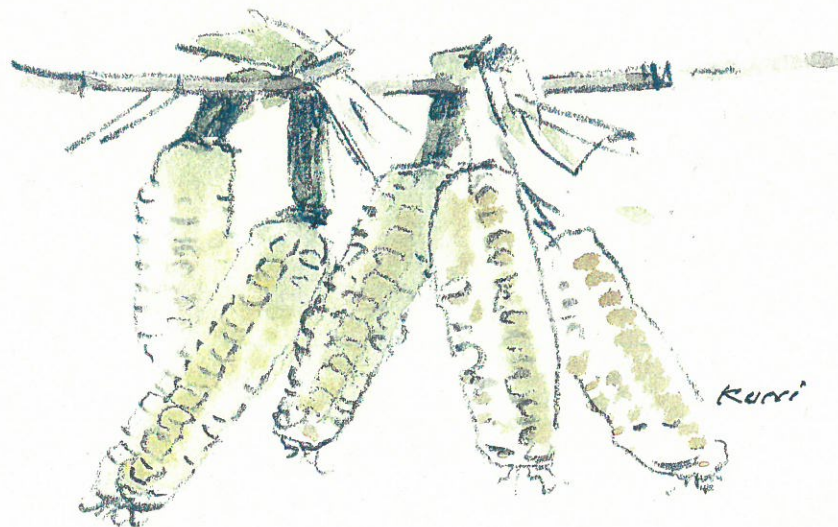
ジャーナリスト 江森陽弘

その一

奈良市の小学一年女児の誘拐殺人事件で、性犯罪者の所在情報（出所後、いま、どこで生活をしているか）についての法務省と警察庁の話し合いがほぼまとまったようでよかったと思っている。法務省が前歴者の居住情報を警察庁に提供することに決まったのだ。

性犯罪は、再犯率が高い。こんどの奈良の事件でも、自供した男は過去に数件の性犯罪をおこなっていた。もし奈良県警が犯人の情報を知っていたら、もっと早く逮捕できたはずだ、ということから米国、英国の例をあげて「犯人の情報を住民に開示すべきだ」との声が強まっていた。

日本のテレビワイドショーなどでは一部のコメンテーターが、「外国にならって地元の住人のために『この町のどこそこに性犯罪者が住んでいる』といった情報を公開すべきだ。加害者の人権ばかりに気をつけているが、被害者になるか



もしれない住民の人権も守ってほしい」と激しい意見を並べていた。

テレビの影響からか、一般市民の声も、「犯罪者の情報開示」が急激に増えている。とどのつまりは、性犯罪者の人権を守るのか、地域の安全を確保するのか——ということになる。

ここで思い出してほしい騒ぎがある。このエッセイ欄でも取り上げたのだが、昨年、日本の若者三人がイラクで人質になった。その時、若者たちの日本にいる家族が世間からどのような扱いを受けたか。家族は、息子や娘たちの生死にかかわることだったため、多少感情的に走った。これがテレビ視聴者らのカンに触り、電話やファックスが掛かりつ放しになった。

被害者が幼女の場合だと、いっそう大変な騒ぎになる。とんでもないヤツだ、と実行使に打って出る者もないとは限らない。生活ができなくなる。私は犯罪者の住所を地域住民に公開するのは反対だ。

法務省は警察庁に犯罪者の居住地を開示したあとは、本人に居住地や働いているところなどを定期的に報告することを義務付け、それらの情報を管理・把握する。これを綿密にやれば公開しなくてすむと思う。

こんなことを執拗に書くのはど、どっと押し寄せる「世間の大波」が怖いからだ。前歴者の人権や更生と子どもや女性たちの安全確保のバランスをどうとつていくのか。ジャーナリズムでも議論を深めなければならない。

財団法人人権擁護協力会 編集・発行

『人権のひろば』2005 MAR NO・42、6Pより



Kuni



(田中重雄)



(安田征子)

じんけん 丹波
(NO・1)

編集・発行

丹波市

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀一番地
TEL 〇七九五―八二―一〇〇一
FAX 〇七九五―八二―五四四八

挿 絵

臼井邦昭

表紙写真

大谷吉春

